施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)農林水産省令第四十七号

平成二十二年八月十八日 平成二十二年八月十八日 平成二十二年八月十八日 平成二十二年八月十八日 平成二十二年八月十八日 平成二十二年八月十八日 平成二十二年八月十八日 平成二十二年八月十八日 一下、第四十五及び第五十六」に改め、同表の付表 に次のように加える。 一下、トルコから発送され、他の地域を経由 しないで輸入されるグレープフルーツの生果 実であつて農林水産大臣が定める基準に適合 しているもの

この省令は、公布の日から施行する。附 則